

1、不妊に悩む方への特定治療支援事業について。

◎問（山田） 平成28年度の制度改正により、助成の対象年齢に制限が設けられ、42歳までとなった。これにより43歳以上の方は高額な負担がかかる不妊治療を全額自己負担で行うことになる。子どもを望む全ての方々が利用できる助成制度を新たに県単独で設け、支援を行うべき。

◎こども政策局長 最新の医学的見地等を踏まえて見直しが行われた。安全・安心な出産に繋げるといった観点などから年齢による区分は必要と考えており、できるだけ早く治療を受けていただけるよう、制度周知に努めている。

◎問（山田） 年齢制限を設けられ、絶望的な気持ちになり、過度なストレスを感じるようになった方や、不妊を理由に離婚を強いられた方のお話も複数寄せられた。県民の切なる思いに応えるべきだと考えるが、知事の見解を求める。

◎知事 妊産婦の死亡率あるいは流産率が加齢に伴って増加するとの現状を総合的に勘案して、国の施策も年齢制限等が設けられた。しっかりと尊重をしていく必要がある。

◎問（山田） 助成実績では、20代後半が7.8%、30代前半が27.7%、30代後半で45.1%、40歳から42歳で19%という状況にあり30代後半から利用が多い。普及啓発のためのカードやポスターの作成及び妊活フォーラムの開催などをしてはどうだろうか。

◎こども政策局長 まずは県のホームページに不妊や不妊治療の説明を追加するなど、できることから実施していく。

(3) 子育て支援施策について。

1、待機児童対策について。

平成30年の現在の状況。

◎こども政策局長 昨年度、545人分の定員拡大を行った。今年度中定員415人分の施設整備を行い、平成31年度までの待機児童解消を目指す。

◎問（山田） 保育園で働く人がいないという現場の声をよく聞く、状況はどのようになって

いるのかお聞きしたい。

◎こども政策局長 本年4月1日付でアンケート調査を行ったところ、予定通り採用できなかった施設は27%で、配置基準は満たしており、定員に対する職員はほぼ確保できている。保育士を安定的に確保するためには、特に処遇面での改善が必要である、これまでも職員の配置基準の見直しを含め、給与改善を図ることができるような公定価格を設定するよう、国に対し要望を行っているところである。県としては、保育士の処遇改善に繋がる施策を進め、一層の保育人材の確保に努める。

◎問（山田） 配置基準というのが実情に依っていない。0歳児、3人に1人、1～2歳児、6人に1人、3歳児になると20人に1人、4～5歳児で30人に1人、こういった配置基準では、到底子どもの安全・安心を守ることが出来ていない。そういった中で、各園がこの加配分の人件費を園の負担として出しているという状況がある。加配分に対する何らかの補助というものも、保育協会の方から毎年要望で上がっている。国の要望もあわせてこちらも検討できないか。次に、保育士確保に関しては、県内の養成校卒業生に県内就職をしてもらうための取組や他県に進学をした学生に長崎県に戻ってきてもらうための取組として、どのようなことを行っているのか。

◎こども政策局長 保育士確保対策は、平成28年度から、就職合同面談会と修学資金貸付事業を実施している。昨年度の合同面談会では71人が就職に繋がったとの報告があり、昨年度末卒業した修学資金の貸付対象者64人の内62人が県内保育施設に就職するなど、一定の効果を上げている。

◎問（山田） 修学支援金の貸付け状況について、お聞かせいただきたい。

◎こども政策局長 保育士修学資金の貸付け状況は、平成28年度に60件、平成29年度に153件、平成30年度に94件の貸付けを行っている。

◎問（山田） この貸付けは、応募者に対して、貸付けが全員の希望に叶っているのか。

○こども政策局長 応募状況とそれに対する貸付け状況は、平成28年度は応募60件に対して、60件貸付けができていますが、平成29年度は、応募が186件に対して153件の貸付け、平成30年度は、187件の応募に対して94件の貸付けとなっている。

◎問（山田） 初年度は貸付けを希望する学生に対して100%貸し付けが可能だったが、平成30年度は187件に対して94件という、希望した人の半分ぐらいしか貸付けができていないという状況にある。これは学生の県内定着と保育の受け皿の拡大ということで、二重に効果が期待できるものだと思っている。予算が限られているとは思いますが、希望する学生に効果的に貸付けができる方法、あるいは県が単独でこちらの不足分を足すなど、そういった考えができないのか。

○こども政策局長 保育士修学資金貸付等事業については、国費10分の9、県費10分の1という有利な国の予算の活用という部分があり、この制度が平成32年度までで構築されているという状況があり、現時点、新たな国の制度等がない限り、中々厳しい状況である。

◎問（山田） 今年で言うと187人の学生が県内の保育園で勤めていいと希望していたことが数字からも明らかで、財政上厳しい中ではあるが、制度の継続を国に求めること及びこのように効果の高いものは県としても独自に考えるべきだと要望申し上げます。

2、放課後児童クラブへの支援について。

県内では、現在359カ所の放課後児童クラブが設置されている。子どもたちの放課後の安全・安心な居場所として放課後児童クラブは必要不可欠なものとなっている。そこで、放課後児童クラブの社会的な役割の重要性と県単独補助について。現在、県単独の補助制度は、母子家庭や父子家庭の児童等の保育料の負担軽減を目的に実施している。しかし、県の財政状況が厳しい中、毎年、廃止されるのではないかと関係者の皆様が危惧をされている。この制度がないと経済的理由で子どもを通わせることができなく

なるという保護者の切実なる声が多数寄せられている。放課後児童クラブの社会的役割の重要性をどのように認識しており、継続できるのかお伺いしたい。

○こども政策局長 今後の継続については、県が児童扶養手当受給者に対し行ったアンケート調査では、依然として約7割の母子家庭が年間収入200万円未満であるという現状を踏まえて、県の財政が大変厳しい状況ではあるが、予算編成の中で引き続き検討していきたいと考えている。

3、子どもの貧困の全県調査について。

平成29年11月定例会において提案しました子どもの貧困の全県調査ですが、先の2月定例会の予算総括質疑において、待望していた全県調査を実施するとの答弁をいただいた。長崎県の子どもの貧困率は16.5%という調査結果が出ており、県内の子ども6人に1人が貧困状態にあるという。県内の平成27年度、就学援助率は17.57%という状況にあり、早急の対応が必要。子どもの貧困の全県調査の実施スケジュール及び調査結果の活用に関する考え方を伺いたい。

○こども政策局長 現在、県と市町で構成する長崎県子どもの貧困対策推進協議会において、実施に向けた協議を進めている。この協議が調い次第、予算案を上程したい。調査結果については、分析等を行い、課題等を明確にした上で、本県の子どもの貧困対策推進方針を進めるために、具体的な支援策について、市町とも協議しながら検討を行っていく。

◎問（山田） 調整がつき次第ということですが、具体的に、何月議会を目指しているのか。

○こども政策局長 協議が調い次第ということで、最短であれば9月定例会に上程したい。

2、子どもたちを守る取り組みについて。

(1) 県内における児童虐待の状況について。2017年に警察から児童相談所に虐待の疑いがあるとして通告した件数は、前年度の2割増の6万5,431人、また児童相談所における児童虐待

相談対応件数の増加傾向は一向にとどまらない状況が続いている。児童相談所の体制として、ケースワーカー1人当たりのケース数と児童虐待対応件数について伺いたい。

○こども政策局長 長崎、佐世保の両児童相談所の6月12日現在のケース数は、虐待以外のケースも含めて約1,100件あり、ケースワーカーは合計22名、1人当たりのケース数は約50件。虐待相談対応件数は、平成28年度、665件となっており、平成26年度で301件、平成27年度は495件と、大きく増加している状況。

◎問（山田） 虐待相談対応件数が増加する中、児童相談所の体制強化は不可欠であるが、どのような対応を考えているか。

○こども政策局長 国は平成28年度の児童福祉法改正によって、児童相談所で相談対応を担う児童福祉司の配置基準を、平成31年度に強化した。本県においても平成31年度には、現在の31名から35名と4名の増員が必要となっており、その確実な配置に努めることとしている。

（2）児童相談所と警察との連携について。

児童虐待の未然防止や重篤化の進行を抑えるためには、児童相談所と警察が十分な連携により対応することが重要であり、それぞれが持つ情報を共有しておくことが必要だと思う。県では、平成21年に、児童相談所から警察への情報提供についてのガイドラインを定め、ケース内容が重篤なものや、その恐れがあるものについて情報提供が行われている。児童相談所と警察の間の情報提供について、家庭との関係構築の面で難しい面があるということも聞いているが、それでも警察と情報共有することは必要だと思う。文教厚生委員会でも要望してきた。茨城県や高知県、愛知県は、既に児童虐待ケース全件について児童相談所から警察への情報提供が行われていると聞いている。本県においても児童虐待案件については、全て警察と情報共有を行うべきだと思う。

○こども政策局長 児童相談所と警察による情報共有については、現在、警察と緊密に連携した対応を行っている。多くの虐待事案では、

関係機関による情報共有のあり方が課題となっている。県としてはこれらの状況や、ご指摘等を踏まえ、警察と児童相談所間の情報共有に関し再検討を行う必要があると考えており、全件の情報共有も含めて、現在、警察と協議を行っている。

◎問（山田） 警察が加わることによって、犯罪の抑止力というものも大きく上がると思う。ストーカーに関しては、指導警告で7～8割の抑止効果があると聞いている。警察と共に家庭訪問することによって、抑止効果も大きく期待ができると思うし、警察と一緒に加わることによって、新たな情報が増え、一時保護の判断材料も増えると思っている。

（3）特別養子縁組について。

平成27年度中に発生した子どもの虐待死事例52人の内、生まれたばかりの0歳児の死亡例は最も多く30名、57.7%となっている。このようなケースの中には、予期しない妊娠などで出産に至ったケースも多く、生まれた直後から特別養子縁組を前提とした里親委託等を行うことによって虐待の発生を予防することもできたのではないかと聞いているが、更にこの取組を推進すべきだと思う。

○こども政策局長 平成28年の児童福祉法の改正によって、子どもの家庭的養育優先の原則が明記され、翌年には子どもにとって永続的に安定した養育環境を提供するための特別養子縁組の推進が盛り込まれた。県としても、児童虐待防止の面も含め、特別養子縁組制度の推進は必要と考えていて、まずはその前提となる里親登録数の増加に努めてまいりたい。

◎問（山田） 現状、0歳児、0カ月0日で亡くなる子どもが非常に多い状況にあり、全体の約85%にも及ぶと言われている。望まない妊娠をして、誰にも相談することもできず、このような結果を選ぶしかなかった母親というのが多く存在している。まずは里親委託の件数を増やすだけではなく、望まない妊娠をした女性の声を妊娠中から聞き、しっかりとフォローをし、赤

ちゃんが生まれたら、病院ですぐ里親委託ができるような状況を作る、そういったことは県の役割としては大事だと思っている。他県では、妊娠SOSという電話相談窓口を設けている所もあり、本県においても、ぜひご検討いただきたい。本県においては、産科医のご協力をいただいて、虐待の疑いがあったり、ネグレクトの疑いがあったり、望まない妊娠をしている方の情報というものを市町の方にいただけるようになっており、こういった機能を高めて、特別養子縁組を進めることだと思っている。

○知事 ご議論いただいているよう、様々なサポート体制の整備も進めなければならない、両面からしっかりと取り組んでいく必要がある。

◎問（山田） 望まない方や望まない妊娠、子どもが欲しくて堪らない方も多くおられ、そういった方々をしっかりと結びつけることができるのは、県だと思うので、特別養子縁組を長崎県として推進いただくことを強く要望します。

（4）佐世保こども・女性・障害者支援センターの建て替えについて。

平成19年から建て替えの議論がはじまり、早11年が経過した。私が建て替えの質問をしてからも3年が経過している。その間、法改正に伴い、平成28年度から中核市でも児童相談所を設置できるようになった。そのような事情もあり、佐世保市との協議を進めてきたと聞いている。しかし現時点においては、佐世保市としては児童相談所の設置は難しいとの結論に至ったと。佐世保の児童相談所の一時保護は、男女別に4人部屋が1つずつしかなく、高校生から幼児まで同じ部屋で保護をされた事例も見られた聞いている。長崎市にある児童相談所では、2人部屋が男女別に4部屋設置されており、同じ児童相談所で明らかに保護環境に違いが見られる。細心の配慮と対応が必要な一時保護の環境としては、現在の佐世保の児童相談所は適さないと考えており、一刻も早い建て替えに向けた取組をすべきと考えている。スケジュールをお尋ねしたい。

○福祉保健部長 老朽化、狭隘化が進んでおり、

建て替えの必要性については認識をしている。一方で、平成28年6月には児童福祉法が改正され、改正法の施行後5年を目途に、中核市等が児童相談所を設置できるように、国がその措置に係る支援等の必要な措置を講ずるものとされたことから、建て替えの検討を進めるに当たって、昨年度から佐世保市と協議を開始している。しかし、国による具体的な支援策が示されていないというような中で、専門的人材の確保など課題も多く、佐世保市への児童相談所の移行は当面難しいのではないかと。県としては建て替えを含め、財源や建物の規模等について具体的な検討を進めており、できるだけ早く方針を示したい。

◎問（山田） このような環境では、子どもにとって一時保護の環境としては適さないと思う。平成19年から長く議論している。本年度中には、スケジュールをお示しいただきたい。

（5）児童ポルノの自画撮り被害防止について。子どもがインターネットで知り合った相手に自分の裸等を送らせる自画撮りの被害が後を絶たないことから、他県においては、画像などを不当に求めた時点で処罰できるよう青少年健全育成条例等の改正を行っている。本県においては、平成29年度の被害状況は2件とのこと。件数が少ない内から二度と同様の被害が出ないように、他県同様、条例の改正をすべき。

○こども政策局長 ご指摘のとおり、現行法では画像の要求段階では処罰の対象とはならない。そのため、要求行為そのものを罰則付きで禁止するための条令改正が行われているということは、関係都道府県や警察を通じて承知している。本年2月に条令改正した東京都では、条例違反容疑で書類送検された事例があり、条例による抑止効果があることが認められている。本県においてもその防止を図るため、「長崎県少年保護育成条例」の改正について検討したい。

3、命を守る取り組みについて。

（1）防災会議のメンバーについて。

長崎県防災会議に平成24年6月の法改正に伴い、地方自治体の裁量でメンバーを追加することが可能となりました。平成24年の11月定例会において、防災に女性の視点を加えるべきだと提案をし、女性団体、栄養士会、助産師会の皆様に新たに加わっていただいた。あわせて、災害時の要援護者となり得る高齢者関係団体、障害者団体等も加えるべきと提案をしてきたが、その際は社会福祉協議会が新たに加わっただけで、実現をしていない。日中の災害に備え、幼児の関係機関である保育園協会、幼稚園協会、私立学校の団体などにも加わってもらうべきと考える。要援護者抜きでは十分な避難計画や対策を打つことはできない。防災会議のメンバーの人数は条例で規定をされており、条令改正をし、県民の命を守るために、要援護者となり得る団体の皆様のご参加を検討いただけないか。

○危機管理監 避難計画や、避難所運営に関し、乳幼児や障害者、高齢者等の要配慮者の視点を取り入れた防災体制を確立することは大変重要なことと認識しており、地域における避難行動要支援者対策の強化として、平常時からの地域における支援体制づくりや社会福祉施設等の防災対策の充実を図ることとしている。県の防災会議においては、これまで社会福祉協議会委員等を通じて、そういった方々の声を反映してきたが、要配慮者の生の声を直接お聞きし、様々な防災対策に反映させるため、関係団体の同会議への参加は有意義なものであると考える。まずはオブザーバーでの参加を含め、関係団体の選定等も含め、検討したい。

（2）避難所開設・運営マニュアルについて。

一たび災害が発生すると、住まいを失い、地域での従来の生活ができなくなった被災者が身を寄せる避難所で、長時間及び不自由な生活等のためストレスが発生し、持病の悪化や病気を発症して亡くなる災害関連死というものがある。この被害を最少にするべく、避難所の生活の質を向上するため、避難所の基本的な考え方、組

織のあり方、活動内容についてまとめた避難所開設・運営マニュアルが重要となる。長崎県内の市町における避難所開設・運営マニュアルの策定状況はどのようになっているのか。

○福祉保健部長 県内自治体におきまず避難所開設・運営マニュアルについては、平成30年4月現在で、8市町が策定済み。残り13市町の内、2市は今年度、6市町は来年度以降に策定予定となっており、5市町が策定未定と聞いている。

◎問（山田） 熊本県や山口県では、県が避難所運営マニュアル策定のための基本方針を示しながら、働きかけをしています。本県としても、この整備を進めることは必要だと思う。

（3）災害弱者の安全確保について。

1、避難行動要支援者について。

災害発生に備え、いわゆる避難行動要支援者の避難計画をあらかじめ定めておく個別支援計画の策定が喫緊の課題となっている。各市町で対象者の定義が異なると聞いており、要支援者の漏れが出ることがないように、県が市町に対して働きかけ、要支援者の把握を適切に行っていくべきだと考えます。

○福祉保健部長 国の取組指針で、地域において真に重点的・優先的支援が必要な方が漏れることがないように、具体的な要件として、介護度や障害等級などが示されるなど、細かく要件を設けることが求められている。県としては、対象者が適切に把握されるよう、各市町における要件設定の状況を取りまとめ、災害救助法担当者会議でその調査結果を提示し、国の指針や各市町の設定要件の状況を参考にして、要支援者を的確に把握するように、改めて要請をした。

◎問（山田） 避難行動要支援者の個別支援計画、県内14市町が未着手です。こちらに対して、しっかりと働きかけていただきたい。

次に、観光客の災害時の安全確保について。観光客の安全確保は、観光立県長崎としては絶対に必要不可欠なものだと認識している。本県を訪れている観光客は1日平均すると8万8,000人、うち外国人観光客またはクルーズ船

客船を含め、外国人は約5,000人とされている。観光客は地理的不安者であり、特に外国人観光客は、言語も通じず十分な避難誘導も困難だと思われる。そこで必要となるのが自ら情報をとる手段としてのWi-Fi環境の整備。県内ではまだまだWi-Fi環境の整備が進んでいない。防災と観光振興を目的に、それぞれ国の補助金もあり、まずは県有施設のWi-Fiを進めるべきだと考える。現在、新庁舎は場所柄、災害時に帰宅困難者も来る可能性もあると考える。県有施設で避難所指定をされている県立総合体育館、県立武道館、長崎県立大学シーボルト校体育館についてもWi-Fi環境を整備すべき。

○危機管理監 防災拠点や避難所でのWi-Fi環境の構築は意義があるものと考えている。特に本県庁舎は、災害発生時には帰宅困難者の一時滞在施設として利用が見込まれ、通常時でも来庁者や観光客の利便性が向上すると思われるので、フリーWi-Fi環境の整備について関係部局と連携し検討したい。ほかの避難施設に指定されている県有施設については、平常時の利用や措置費用、維持管理を含めて、施設管理者との協議が必要である。

◎問（山田） 次に、観光施設等における観光客の安全確保について。県内の観光施設、宿泊施設、特に、災害弱者である外国人観光客のための避難計画の策定状況はどのようになっているのかお伺いしたい。

○文化観光国際部長 県内の宿泊施設等において、消防法に基づく避難計画の策定は適切に対応されているが、外国人対応に関して幾つかの宿泊施設に確認したところ、対応状況には濃淡がある。一昨年の熊本地震を受け、外国人に対して非常時の避難誘導や情報提供を円滑に行うための指針として、九州運輸局が提供している非常に参考となるマニュアルがあるので、県内の宿泊施設等に対して、その活用による外国人向け避難計画の策定を促していきたい。

5、板山トンネルについて。

(1) 早期の建設に向けた取り組みについて。

板山トンネルについて、平成26年2月の私の4回目の質問の際、知事が事業化を決定いただき、本年で5年となっています。本日まで、7回目の質問です。事業の進捗状況と完成までのタイムスケジュールをお示しいただきたい。

○土木部長 板山工区については、本年度は、トンネル坑口までの工事用道路の建設に着手する。一方、佐世保市街地側においては、地元の皆様から、トンネル施工後の地下水の枯渇を懸念するご意見があり、地下水の調査、解析を実施し、その結果や対策について、本年3月に説明会を行い、ご了承を頂いた。本年度は用地取得を進めていく。今後も早期完成に向け、用地取得や工事の推進に努める。

4、難病患者の相談窓口について。

(5) 県北地区への設置について。

難病患者の皆様の生活全般の相談、就労相談をお受けすることを目的に、長崎市内に長崎県難病相談・支援センターが設置をされ、県内各地から来所や電話相談などで、平成29年度の実績で年間1,100件の相談が寄せられている。しかし、相談の基本は寄り添い支援が望ましいと言われる中、離島・半島を有する長崎県でたった1カ所、長崎市のみに設置をされていることから、約9割が電話相談という状況になっている。県内第二の都市、佐世保・県北地区からの相談は302件と全体の約37%という状況になっているが、難病患者の皆様から慢性疾患を持ちながら遠路長崎まで相談に行くのは困難だとよくお話を伺います。現在では、長崎の難病相談・支援センターから月に1回程度、就労支援員を佐世保まで派遣しているが、相談内容の大半を占める生活全般のための相談には支援員の派遣がない。そこで、難病連絡協議会県北支部の上田会長が自ら、善意で独自に県北地区の患者の相談を受けておられ、平成29年4月から平成30年3月までの相談実績が55件、そのうち対面面談が35件となっている。このことからわかるように、自分の暮らす地域に相談窓口があれば、電話ではなく、対面相談がおのずと増えていき、対面でないと症状、状況がわ

かりにくく、適正な支援につながりにくいと思われる。民間の善意による活動と長崎の難病相談・支援センターに寄せられている県北地区の相談を合わせると357件となる。常設で年間を通して毎日の窓口とまでは申さないが、例えば週に1回開設するなど、県北地区の患者の窓口を県として設置すべき。

○福祉保健部長 現在、長崎市外の方からは主に電話による相談を受けているが、市外の地域においても、相談者の利便性に配慮した対面による相談支援が望ましいと考える。対面相談による支援体制の充実に向けて、センターの指定管理者と協議を進め、現行の契約の中で可能なものについては今年度から対応すると共に、新たな指定管理機関となる来年度以降の指定管理業務の中で、見直しを検討して参りたい。

◎問（山田） 今度、指定管理の見直しの時期ということであり、まずは佐世保の分を加えることで検討いただきたい。

6、発達障害療育体制について。

（1）医療人材確保と市への財政支援について。
県内では、相談、支援、治療、療育が専門の医師のもと、受けることができるのは、諫早市の長崎県こども医療福祉センター、長崎市のハートセンター、佐世保市の子ども発達センターの3カ所となっている。しかし、現在、初診まで諫早、長崎が3カ月から4カ月待ち、佐世保に至っては約8カ月待ちという異常な状況だ。早期の支援、治療で発達や障害の程度が軽度になる可能性のある中、一日も早い受診が望まれる。初診は医師が行うが、その後の支援は理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行っていく。このような方々のスキルアップ研修を今、諫早の長崎県こども医療福祉センターの方で行っているが、到底、受診が混雑している中において、諫早まで行くことがかなわず、受けることができない。これを例えば、佐世保、長崎とかで実施することにより、地域の通所支援事業所の方々も受けることができるようになれば、外来のそういった方々がセンターから地域に移行することによって、幾分か混雑が解消できるので

はないかと考えますが、研修を諫早以外で行うかどうかお答えいただきたい。

○福祉保健部長 現在の研修は、療育の現場であるセンターで実施の取組を見ていただきながら講義を行うことで、専門性の高い実践的な研修となっている。今後、県北の方で研修をするかどうかについては、このような質の高い研修をセンター外でどの程度実施できるのか、問題もあると考えるので、佐世保市とも具体的な意向も伺いながら、現在のセンターでの体制でどのような研修が可能であるか検討していきたい。

◎問（山田） 次に、市町への財政支援について。今、佐世保のセンターでは、平成28年の新患が388人、そのうち佐世保市以外の患者は34人で、約10%という状況にある。平成29年度末時点で受診をされた患者は1,430人、そのうち市外の患者は156人、19.9%という状況になっており、佐世保のセンターでは、この人件費で毎年約5,000万円が赤字となり、市の単独で財政負担をしている。この佐世保市以外の地域の方も10%程度いらっしゃるセンターに対し、市が財政支援をすることによって療育スキルの向上、専門職の雇用に係る経費の一部を助成いただくことによって、利用者増への対応と技術の向上につながるのではないかと期待をるところだが、財政支援についての考え方をお答えいただきたい。

○福祉保健部長 県としては、発達障害児療育体制に係る県と市の役割分担を踏まえ、その建設費の一部を県で負担し、その後、運営費については市が担うという基本的な考え方の元に支援を行っている。佐世保市子ども発達センターについては、医師の派遣についても支援を行ってきた。このようなことから運営費については設置者の負担が基本であり、県からの財政支援については難しい。

◎問（山田） しかし、一財で5,000万円の赤字を毎年上げるということは、大変な財政負担であると思っている。県としても、この財政負担というものの軽減に向けて、ぜひ前向きにご検討いただきたい。